

# 第1部 総論

## 第1章 計画の策定

### 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36（1961）年法律第223号）第42条及び立川市防災会議条例第2条の規定に基づき、立川市防災会議が作成するもので、市・東京都及び関係機関並びに市民が一体となってその有する機能を有効に発揮し、市の地域における減災対策、応急対策及び復旧・復興対策を適切に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

### 第2節 計画で扱う災害の範囲

この計画は、災害対策基本法第2条に定義される「災害」で、以下の自然災害及び大規模事故の対応を定めたものである。

- 地震災害
- 風水害
- その他大規模災害・事故等  
（大規模火災、鉄道事故災害、航空機事故災害、原子力災害、火山対策）

### 第3節 他の計画との関係

この計画は、災害対策基本法に基づき、立川市の地域に係る災害から市民（来訪者を含む）の生命及び財産を守ることを目的として定められるものであり、国の防災基本計画、各指定行政機関等が作成する防災業務計画及び東京都地域防災計画に整合するよう定める。

### 第4節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条に基づき、本市の都市構造の変化及び災害応急対策の効果等を考えあわせ、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを市防災会議において修正する。したがって、立川市各部及び関係機関は関係のある事項について検討

し、必要に応じて計画修正案を市防災会議事務局（市市民生活部防災課）に提出しなければならない。

法律の改正・防災基本計画の改正等を踏まえた修正、近年の災害を踏まえた修正及び計画策定後に推進した防災対策等を反映し、令和6（2024）年4月に修正を行った。

令和6（2024）年4月の修正点

- 1 法律の改正・防災基本計画の改正等を踏まえた修正
- 2 近年の災害を踏まえた修正
- 3 計画策定後に推進した防災対策等
- 4 「東京都地域防災計画（震災編）」や「首都直下地震等による東京の被害想定」における検討等、都の防災に係る取組み

令和6（2024）年4月 立川市地域防災計画の修正

## 第5節 計画の習熟

市及び関係機関は、平素から危機管理や地震防災に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画の習熟に努め、災害への対応能力を高めるものとする。

## 第2章 防災機関の業務大綱

市及び市の地域における防災関係機関が防災に関して処理する業務は、概ね次のとおりである。

### 第1節 立川市

機関の名称	事務または業務の大綱
立川市	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 立川市防災会議に関すること</li> <li>2 防災に係る組織及び施設に関すること</li> <li>3 災害情報の収集及び伝達に関すること</li> <li>4 緊急輸送の確保に関すること</li> <li>5 避難情報及び誘導に関すること</li> <li>6 消防及び水防に関すること</li> <li>7 医療、防疫及び保健衛生に関すること</li> <li>8 外出者の支援に関すること</li> <li>9 応急給水に関すること</li> <li>10 救助物資の備蓄及び調達に関すること</li> <li>11 被災した児童及び生徒の応急教育に関すること</li> <li>12 ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること</li> <li>13 公共施設の応急復旧に関すること</li> <li>14 災害復興に関すること</li> <li>15 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること</li> <li>16 市民防災組織の育成に関すること</li> <li>17 事業所防災に関すること</li> <li>18 防災教育及び防災訓練に関すること</li> <li>19 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること</li> </ol>

## 第2節 東京都関係機関

機関の名称	事務または業務の大綱
警視庁	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること</li> <li>2 交通規制に関すること</li> <li>3 緊急通行車両確認標章の交付に関すること</li> <li>4 被災者の救出救助及び避難誘導に関すること</li> <li>5 行方不明者の捜索及び調査に関すること</li> <li>6 遺体の調査及び検視に関すること</li> <li>7 公共の安全と秩序の維持に関すること</li> </ol>
東京消防庁	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水火災及びその他災害の救助、救急情報に関すること</li> <li>2 水火災及びその他災害の予防、警戒及び防御に関すること</li> <li>3 人命の救助及び救急に関すること</li> <li>4 危険物施設及び火気使用設備器具等の安全化のための規制指導に関すること</li> <li>5 市民の防災意識の普及及び防災行動力の向上並びに事務所の自主防災体制の指導育成に関すること</li> <li>6 応急救護知識技術の普及及び自主救護能力の向上に関すること</li> </ol>
東京都北多摩北部建設事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 河川の保全に関すること</li> <li>2 道路及び橋りょうの保全に関すること</li> <li>3 市が行う水防活動の支援に関すること</li> <li>4 河川及び道路等における障害物の除去に関すること</li> </ol>
多摩立川保健所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保健衛生に関すること</li> <li>2 医療に関する情報提供、連絡調整に関すること</li> </ol>
東京都下水道局流域下水道本部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 流域下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること</li> <li>2 仮設トイレのし尿の受入に関すること</li> <li>3 公共下水道の復旧に係る支援・調整に関すること</li> </ol>
東京都水道局多摩水道改革推進本部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水道施設の点検、整備及び復旧に関すること</li> <li>2 応急給水に関すること</li> </ol>

## 第3節 指定地方行政機関

機関の名称	事務または業務の大綱
関東財務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方公共団体に対する資金の融資のあっ旋及び金融機関の業務の監督（災害時における緊急措置等を含む）に関すること</li> <li>2 国有普通財産の管理及び処分に関すること</li> </ol>
東京農政事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 主要食料の供給に関すること</li> </ol>
関東地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災上必要な教育及び訓練に関すること</li> <li>2 通信施設等の整備に関すること</li> <li>3 公共施設等の整備に関すること</li> <li>4 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること</li> <li>5 官庁施設の災害予防措置に関すること</li> </ol>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>6 豪雪害の予防に関する事</li> <li>7 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達・災害対策の指導、協力に関する事</li> <li>8 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関する事</li> <li>9 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関する事</li> <li>10 災害時における復旧資材の確保に関する事</li> <li>11 災害発生が予測されるときまたは災害時における災害応急対策及び復旧対策に関する事</li> </ul>
関東運輸局	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 鉄道及び軌道の安全保安並びにこれらの施設及び車両の安全保安に関する事</li> <li>2 災害時における輸送用車両のあつ旋に関する事</li> </ul>
東京管区気象台	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事</li> <li>2 気象業務に必要な観測体制の充実及び予報、通信等の施設や設備の整備に関する事</li> <li>3 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達及びこれらの機関や報道機関を通じた住民への周知に関する事</li> <li>4 区市町村が行う避難情報の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関する事</li> <li>5 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における、都道府県や区市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等に関する事</li> <li>6 都道府県や区市町村、その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関する事</li> </ul>

#### 第4節 自衛隊

機関の名称	事務または業務の大綱
陸上自衛隊 第1師団	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害派遣の計画及び準備に関する事 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災関係資料の基礎調査</li> <li>(2) 災害派遣計画の作成</li> <li>(3) 東京都地域防災計画に整合した防災に関する訓練の実施</li> </ul> </li> <li>2 災害派遣の実施に関する事 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 人命または財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援または応急復旧</li> <li>(2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与</li> </ul> </li> </ul>

## 第5節 指定公共機関

機関の名称	事務または業務の大綱
J R 東日本	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設等の保全に関すること</li> <li>2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者輸送の協力に関すること</li> </ol>
N T T 東日本	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること</li> <li>2 災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達に関すること</li> </ol>
N T T コミュニケーションズ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国内・国際電話等の通信の確保に関すること</li> <li>2 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること</li> </ol>
N T T ドコモ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 携帯電話等の移動通信施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること</li> <li>2 災害時における移動通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること</li> </ol>
K D D I	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 重要通信の確保に関すること</li> </ol>
ソフトバンク	<ol style="list-style-type: none"> <li>2 災害時における移動通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること</li> </ol>
楽天モバイル	
東京電力グループ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電力施設等の建設及び安全保安に関すること</li> <li>2 電力需給に関すること</li> </ol>
東京ガスグループ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ガス施設（装置、供給及び製造設備を含む）の建設及び安全保安に関すること</li> <li>2 ガスの供給に関すること</li> </ol>
日本郵便	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 郵便事業の運行管理及びこれら施設等の保全に関すること</li> <li>2 災害救助法適用時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び救護対策に関すること <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付</li> <li>(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除</li> <li>(3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除</li> <li>(4) 被災地あて寄附金を内容とする郵便物の料金免除</li> </ol> </li> <li>3 地方公共団体または郵便局が収集した被災者の避難所開設状況等の情報の相互提供に関すること</li> <li>4 郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の地方公共団体等への情報提供に関すること</li> <li>5 避難所における臨時の郵便差出箱の設置に関すること</li> </ol>
国立病院機構	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国立病院機構の医療の提供に関すること</li> <li>2 災害医療業務の実施に関する連絡統制に関すること</li> </ol>

日本赤十字社 東京都支部	<ol style="list-style-type: none"><li>1 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等（助産・死体の処理を含む）の実施に関する事</li><li>2 災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関する事</li><li>3 こころのケア活動に関する事</li><li>4 赤十字ボランティアの活動に関する事</li><li>5 輸血用血液の確保、供給に関する事</li><li>6 義援金の受付・配分及び募金に関する事（原則として義援物資については受け付けない）</li><li>7 赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）の設置・運営に関する事</li><li>8 災害救援物資の支給に関する事</li><li>9 日赤医療施設等の保全、運営に関する事</li><li>10 外国人の安否調査に関する事</li><li>11 遺体の検案協力に関する事</li><li>12 東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関する事</li></ol>
-----------------	--

## 第6節 指定地方公共機関

機関の名称	事務または業務の大綱
多摩都市モノレール	1 鉄道施設等の安全保安に関すること
西武鉄道	2 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること 3 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること
東京都トラック協会	1 災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること
東京都医師会	1 医療に関すること 2 防疫の協力に関すること
東京都歯科医師会	1 歯科医療活動に関すること
東京都薬剤師会	1 医療品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること
東京都獣医師会	1 動物の医療保護活動に関すること

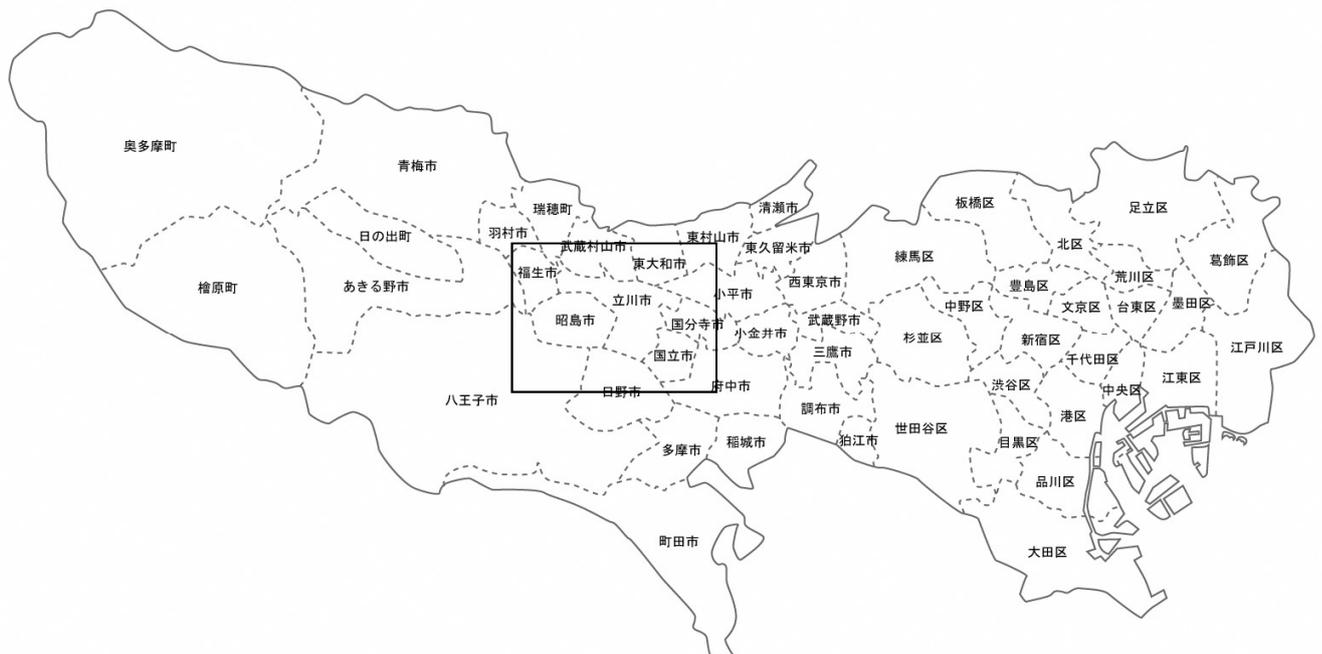
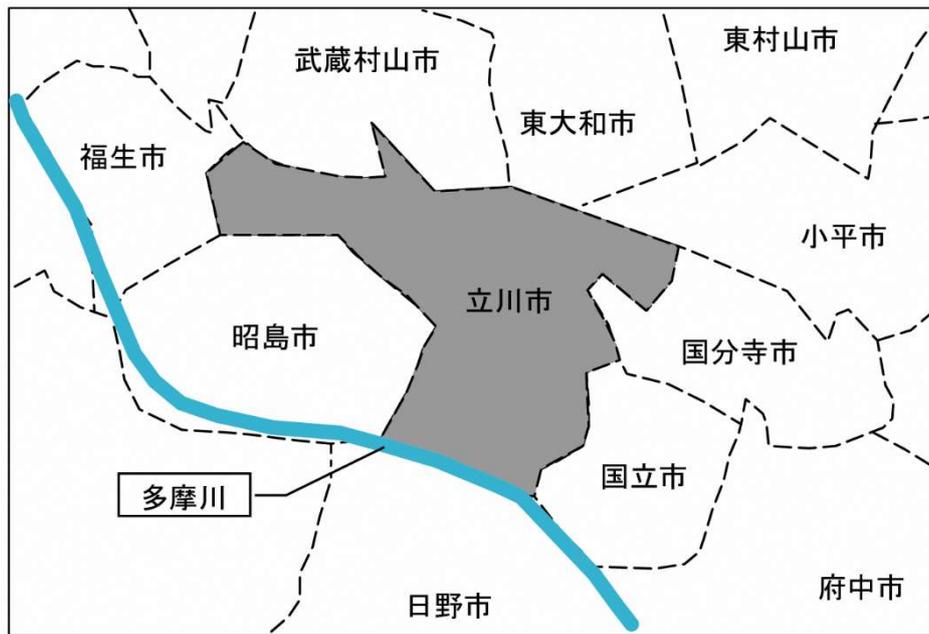
### 第3章 市の概況

#### 第1節 自然的条件

##### (1) 位置

立川市は、首都東京（都心）の30 km圏にあり、東京都の中央部を東西に広がる平坦な台地の西端部に位置する。

立川市位置図



## (2) 隣接市

立川市の隣接市は、次のとおりである。

なお、南の日野市は、多摩川をへだて隣接している。

東	国立市、国分寺市
西	昭島市、福生市
南	日野市
北	小平市、東大和市、武蔵村山市

## (3) 市の面積、広がり及び標高

立川市の面積、広がり及び標高は、次のとおりであり、多摩26市の合計面積の約3%を占める。

### ①面積、広がり及び標高

面積	広がり		標高	
	東西	南北	最高	最低
24.36 km <sup>2</sup>	8.40 km	6.93 km	124.7 m	64.9 m

### ②地区別面積

	富士見	柴崎	錦・羽衣	曙・高松	栄
面積	1.746 km <sup>2</sup>	1.319 km <sup>2</sup>	2.154 km <sup>2</sup>	1.863 km <sup>2</sup>	1.422 km <sup>2</sup>
	若葉	幸・柏	砂川・上砂	一番・西砂	泉・緑
面積	1.147 km <sup>2</sup>	2.869 km <sup>2</sup>	3.900 km <sup>2</sup>	3.892 km <sup>2</sup>	4.068 km <sup>2</sup>

※令和2(2020)年10月1日、国土交通省国土地理院より「全国都道府県区市町村別面積」が公表され、立川市の面積が24.38 km<sup>2</sup>から24.36 km<sup>2</sup>に変更されたが、地区別面積については調整されていないため旧面積のままとなっている。

#### (4) 地形、地質

立川市は、一般に武蔵野台地といわれる多摩川北岸の台地の南西部に位置している。

この台地は、青梅市付近を頂点として西から東へ扇形に緩やかに傾斜しており、これらは上位より武蔵野面、立川面、青柳面の3つの段丘に区分される。

立川市の市域は、比較的傾斜が急な中段の段丘から多摩川にかけて広がっており、海拔が最も高いところで西砂町4丁目付近の124.7m、また最も低いところは錦町6丁目付近の64.9mとなっている。

市域の大部分は台地が占めており、市の南端部を流れる多摩川沿いに低地が狭く分布している。台地の中には、不明瞭な部分もあるが立川断層の段層崖とされる段差が見られる。

立川市の基盤は上総層群で、武蔵野面、立川面などの段丘は段丘礫層と呼ばれる基盤を覆う礫層からなり、その上を3.0～5.0mの関東ローム層と呼ばれる火山灰質の粘性土が覆っている。段丘のうち最低位の青柳面上には関東ローム層は見られない。

なお、段丘面上でも旧河道などの凹地部には、砂や泥の堆積物が見られる。また多摩川沿いの低地は、泥混じりの砂礫層からなる。

#### 【立川断層帯】

立川断層は、昭和50(1975)年に航空写真で武蔵野台地の西部を調べていた研究者が、台地に直線状の崖線を発見し現地を調査して、活断層であると推定し立川断層と名付けた。活断層というのは過去に繰り返して動いた形跡があり、将来も動く可能性のある断層のことである。

立川断層については、これまでいろいろな調査が行われたたくさんのデータもでていますが、わかっていないことも多く東京都と国においても評価が相違している。

東京都と国の評価の相違点

区分	東京都	国
平均活動間隔	5,000年～6,000年	10,000年～15,000年
最新の活動期	2,000年前	約20,000年前～13,000年前
断層の距離	21km(名栗断層含まず)	33km(名栗断層含む)
地震規模	マグニチュード7.0	マグニチュード7.4
断層	逆断層	左横ずれ断層

令和3(2021)年1月に政府地震調査研究推進本部が発表した立川断層帯の長期評価は以下のとおりであるが、平成23(2011)年3月11日に東北地方太平洋沖地震に伴い、立川断層帯は「地震発生確率が表の値より高くなっている可能性がある」と注釈がつけられている。

長期評価で予想した地震規模	地震発生確率		
	30年以内	50年以内	100年以内
マグニチュード7.4程度	0.5～2%	0.8～4%	2～7%



## (5) 気象

立川市の気象は、東京湾の奥にあることから比較的に内陸気候的な傾向を有しており、気温の日較差、年較差が海岸部に比べ大きく、湿度も低めである。

年間総雨量は、1,300～2,000 mmぐらいで、雨の多いわが国としては、ほぼ平均なみである。

風は、冬は北寄り、夏は南寄りの風が強く、風速は年平均2～3 m/秒程度である。

また、天候の状況については、冬は特に晴天が多く、雪の降る日数の少ないのが特徴である。

### 気象の推移

年	気温 (°C)					降水量 (mm)	降水日数 (日)
	平均			最高	最低		
	日平均	日最高	日最低				
平成 26 (2014)	15.1	20.2	10.5	35.8	-5.0	1,899	94
27 (2015)	15.7	20.5	11.4	37.6	-5.0	1,644	110
28 (2016)	15.8	20.7	11.4	38.0	-6.1	1,608	108
29 (2017)	15.2	20.2	10.5	37.6	-6.5	1,456	89
30 (2018)	16.2	21.1	11.6	38.8	-8.4	1,388	97
31 (2019)	15.8	20.8	11.4	36.6	-4.9	1,944	112
令和 2 (2020)	15.9	20.7	11.4	38.1	-4.5	1,486	102
3 (2021)	15.9	21.0	11.1	37.8	-5.8	1,788	107
4 (2022)	15.7	20.8	11.1	38.4	-6.7	1,451	106
5 (2023)				調整中			

資料：気象庁

注1：観測地は府中地域気象観測所。

注2：降水日数は1 mm以上降水のあった日。

注3：降水量の総計は端数処理のため合計が一致しない場合がある。

## 第2節 社会的条件

### (1) 人口と世帯

東京都心から30km圏にあり、また多摩地域の交通の要衝を占めるなど立地条件にも恵まれ、高度経済成長とともに宅地の開発、都市化が進んだ結果、立川市の人口は、昭和30(1955)年ごろから昭和50(1975)年にかけて急激に増加したが、その後は緩やかな漸増傾向が続いている。

一方、最近10年間の人口に占める14歳以下の年少人口は約12%から13%で推移しているものの15～64歳の生産年齢人口が減少し、65歳以上の老年人口は18%から約25%へ増加している。

#### 世帯数・人口等の推移

各年1月1日現在

年	世帯	人 口			増加率%
		男	女	計	
昭和 30(1955)	17,561	37,393	37,227	74,620	
40(1965)	27,924	50,126	48,886	99,012	32.69
50(1975)	45,520	68,487	68,026	136,513	37.88
60(1985)	52,136	72,981	72,960	145,941	6.90
平成 2(1990)	58,399	76,844	76,197	153,041	4.86
12(2000)	69,809	81,449	81,100	162,549	6.21
17(2005)	76,050	84,438	84,390	168,828	3.86
22(2010)	81,794	87,414	87,044	174,458	3.33
27(2015)	86,162	89,119	89,971	179,090	2.66
28(2016)	87,091	89,629	90,167	179,796	0.39
29(2017)	88,650	90,484	91,070	181,554	0.98
30(2018)	89,838	90,946	91,712	182,658	0.61
31(2019)	91,270	91,460	92,362	183,822	0.64
令和 2(2020)	92,288	91,632	92,458	184,090	0.15
3(2021)	93,435	91,794	92,783	184,577	0.26
4(2022)	94,682	91,887	93,237	185,124	0.30
5(2023)	95,713	91,867	93,616	185,483	0.19

資料：市民生活部市民課

注1：昭和38(1963)年5月1日に当時の「北多摩郡砂川村」と合併した。昭和30(1955)年の数値はこれを含むもの。

注2：平成24(2012)年7月9日で外国人登録制度は廃止となり、住民基本台帳の適用対象となった。

年少・生産年齢・老年人口の推移

各年1月1日現在

年	総数		年少人口 (0～14歳)		生産年齢人口 (15～64歳)		老年人口 (65歳以上)	
	人口	%	人口	%	人口	%	人口	%
平成 19 (2007)	171,325	100	22,601	13.2	117,883	68.8	30,841	18.0
20 (2008)	172,547	100	22,608	13.1	117,794	68.3	32,145	18.6
21 (2009)	173,692	100	22,759	13.1	117,413	67.6	33,520	19.3
22 (2010)	174,458	100	22,594	13.0	117,082	67.1	34,782	19.9
23 (2011)	174,920	100	22,555	12.9	116,753	66.7	35,612	20.4
24 (2012)	175,188	100	22,454	12.8	116,238	66.4	36,496	20.8
25 (2013)	178,407	100	22,573	12.7	117,525	65.9	38,309	21.5
26 (2014)	178,194	100	22,456	12.6	116,047	65.1	39,691	22.3
27 (2015)	179,090	100	22,423	12.5	115,525	64.5	41,142	23.0
28 (2016)	179,796	100	22,352	12.4	115,136	64.0	42,308	23.5
29 (2017)	181,554	100	22,458	12.4	115,874	63.8	43,222	23.8
30 (2018)	182,658	100	22,479	12.3	116,264	63.7	43,915	24.0
31 (2019)	183,822	100	22,425	12.2	116,817	63.5	44,580	24.3
令和 2 (2020)	184,090	100	22,154	12.0	116,768	63.4	45,168	24.5
3 (2021)	184,577	100	22,114	12.0	116,957	63.4	45,506	24.7
4 (2022)	185,124	100	21,794	11.8	117,596	63.5	45,734	24.7
5 (2023)	185,483	100	21,481	11.8	118,062	63.5	45,940	24.7

資料：市民生活部市民課

注：法改正により、平成 25 (2013) 年から外国人住民を含む。

外国人住民の国籍別人数の推移

各年1月1日現在

	総数	韓国 朝鮮	中国	アメリカ	イギリス	ブラジル	インド	タイ	フィリピン	その他
平成 19 (2007)	3,280	941	1,427	124	21	113	32	35	310	277
20 (2008)	3,423	987	1,494	127	21	111	54	31	317	281
21 (2009)	3,576	985	1,564	131	23	134	50	32	333	324
22 (2010)	3,685	1,000	1,666	122	16	160	51	30	330	310
23 (2011)	3,622	982	1,668	122	20	139	48	29	312	302
24 (2012)	3,504	919	1,619	124	17	124	54	40	310	297
25 (2013)	3,294	846	1,487	116	19	117	65	36	300	308
26 (2014)	3,197	792	1,497	111	17	85	59	38	295	303
27 (2015)	3,298	792	1,556	109	17	67	65	41	307	344
28 (2016)	3,563	796	1,658	133	19	68	65	45	317	462
29 (2017)	3,859	826	1,761	140	23	63	53	52	331	610
30 (2018)	4,114	838	1,879	122	29	69	57	49	380	691
31 (2019)	4,374	858	2,046	130	32	72	47	51	396	742
令和 2 (2020)	4,598	861	2,138	139	32	76	50	42	404	856
3 (2021)	4,650	846	2,073	145	28	68	43	45	398	1,004
4 (2022)	4,723	820	2,081	144	27	71	38	46	379	1,117
5 (2023)	5,124	820	2,226	159	31	67	43	43	398	1,337

資料：市民生活部市民課

## (2) 昼夜間人口の推移

昭和60(1985)年以降、夜間人口に対し昼間人口が上回る割合を示す昼間人口指数は増加しており、平成7(1995)年には110を超えている。

令和2(2020)年国勢調査によると、夜間人口183,922人に対し、昼間人口は207,832人で昼間人口指数113となっている。

同指数が100を超える市町村は、多摩地域では本市の他には武蔵野市、多摩市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町、檜原村がある。JR立川駅周辺や基地跡地周辺に諸機能が集積していることもあり、多摩地域はもとより、周辺地域からも多くの人々が来訪している。

### 昼夜間人口の推移

各年10月1日現在

年	昼間人口	夜間人口	流入超過人口	流入人口			流出人口			昼間人口指数
				総数	通勤者	通学者	総数	通勤者	通学者	
昭和60 (1985)	152,834	146,454	6,380	54,890	44,827	10,063	48,510	38,967	9,543	104
平成2 (1990)	164,788	151,434	13,354	68,069	54,981	13,088	54,715	44,063	10,652	109
7 (1995)	175,523	157,506	18,017	75,072	63,168	11,904	57,055	47,224	9,831	111
12 (2000)	182,157	163,987	18,170	73,675	64,352	9,323	55,505	47,056	8,449	111
17 (2005)	193,465	172,563	20,902	76,263	67,332	8,931	55,361	46,380	8,981	112
22 (2010)	203,252	179,668	23,584	73,308	65,247	8,061	49,724	42,875	6,849	113
27 (2015)	201,294	176,295	24,999	74,435	66,558	7,877	49,436	42,959	6,477	114
令和2 (2020)	207,832	183,922	24,251	73,688	66,688	7,000	49,437	43,799	5,638	113

資料：総務省統計局

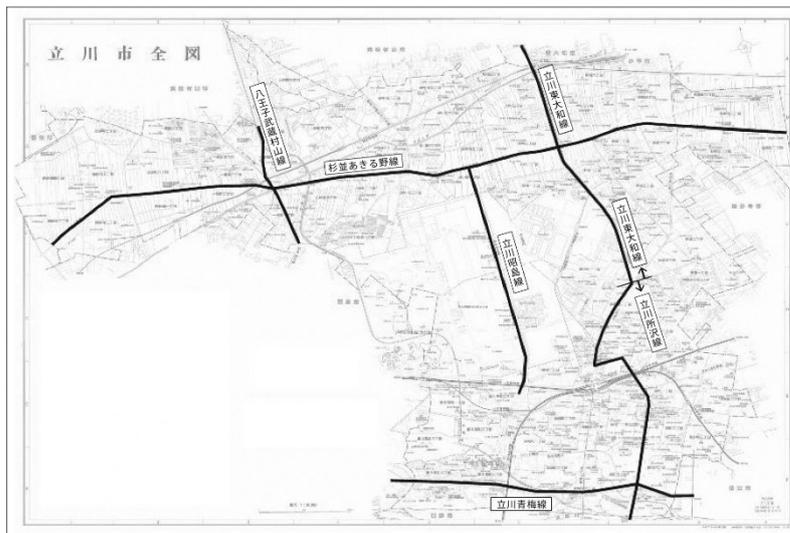
注1：昼・夜間人口には、年齢不詳を含まない。

注2：通学者は、15歳未満を含む。

### (3) 交通

#### ①道路

周辺都市と連絡し都市の骨格となる広域幹線道路は、都道(43)立川東大和線、都道(16)立川所沢線、都道(153)立川昭島線、都道(59)八王子武蔵村山線、都道(7)杉並あきる野線、都道(29)立川青梅線の6路線である。



#### ②鉄道

鉄道は、東西方向にJR中央線、青梅線、五日市線及び西武拝島線、南北方向では、JR南武線の計5路線がある。そのうちJR南武線、青梅線、五日市線の3路線が立川駅を発着駅にしている。また、南北方向の交通機関としてJR立川駅を中心に多摩都市モノレールがある。JR立川駅は東京駅から37.5km、新宿から27.2kmの距離にあり、立川市は、従来にも増して多摩地域の交通の要衝になっている。

#### 1日当たりの駅別乗客数の推移

##### JR

年度	乗車人員		
	立川駅	西国立駅	西立川駅
25 (2013)	160,441	9,794	6,626
26 (2014)	160,347	9,747	6,640
27 (2015)	163,903	10,071	6,828
28 (2016)	165,645	10,353	6,765
29 (2017)	167,108	10,223	6,803
30 (2018)	168,512	10,185	6,828
31 (2019)	166,636	10,108	6,661
2 (2020)	122,033	7,999	4,732
3 (2021)	130,820	8,447	5,098
4 (2022)	調整中		
5 (2023)	調整中		

##### 西武鉄道

年度	乗車人員		
	玉川上水駅	武蔵砂川駅	西武立川駅
25 (2013)	20,273	5,439	4,374
26 (2014)	20,341	5,532	4,771
27 (2015)	20,967	5,712	5,193
28 (2016)	21,107	5,885	5,564
29 (2017)	21,240	5,991	5,828
30 (2018)	21,419	6,146	6,001
31 (2019)	21,207	6,169	5,869
2 (2020)	14,867	4,616	4,489
3 (2021)	16,708	5,085	4,846
4 (2022)	調整中		
5 (2023)	調整中		

多摩都市モノレール

年度	乗車人員							
	柴崎 体育館駅	立川南駅	立川北駅	高松駅	立飛駅	泉体育館駅	砂川七番駅	玉川上水駅
25 (2013)	1,945	15,056	19,006	3,527	1,396	2,809	2,282	10,766
26 (2014)	2,024	15,303	18,990	3,847	1,410	2,884	2,224	10,769
27 (2015)	2,086	16,152	20,456	4,124	4,090	3,095	2,255	11,288
28 (2016)	2,124	16,107	21,258	3,892	5,789	3,119	2,325	11,667
29 (2017)	2,200	15,884	21,912	3,884	5,782	3,315	2,383	11,942
30 (2018)	2,245	15,975	22,212	3,937	6,208	3,269	2,437	12,310
31 (2019)	2,266	16,115	21,979	4,045	6,248	3,251	2,501	12,361
2 (2020)	1,699	11,353	15,114	3,197	4,659	2,467	1,974	8,560
3 (2021)	1,836	12,730	16,853	3,169	5,303	2,670	2,063	10,000
4 (2022)								
5 (2023)					調整中			

## (4) 産業経済

### ①商業

商業は、昭和40（1965）年頃に大きな飛躍をとげ、多摩地域では「商都立川」といわれるまでに成長してきた。令和3（2021）年の経済センサスによると、立川市の年間販売額は多摩地域第2位となっている。立川市の商業の拠点となっているJR立川駅周辺は、交通結節点としての立地優位性や市街地再開発等により都市型大型店や業務機能が集積している。近年では、多摩モノレール高松駅、立飛駅周辺に大型家具店やショッピングモールの出店が相次ぐとともに都市軸（サンサンロード）沿道地域開発が完了し、新たなぎわいの拠点となる等、多摩地域随一の集客機能を有している。

### 卸売業・小売業別、事業所数、従業員数と年間商品販売額の推移

（年間商品販売額 単位：百万円）

月 日	区分	総数	卸売業	小 売 業						
				計	各種商品	織物・衣服 身の回り品	飲食料品	自転車 自動車	家具・什器 機械器具	その他
19(2007). 6.1	事業所数	1,760	428	1,332	4	268	427	81	109	443
	従業員数	17,841	4,829	13,012	1,408	1,792	4,873	660	1,022	3,257
	年間商品 販売額	876,460	581,286	295,174	70,154	46,401	57,117	19,993	46,129	55,381
24(2012). 2.1	事業所数	1,289	365	924	7	203	286	61	63	304
	従業員数	13,643	4,149	9,494	1,299	1,278	3,615	494	627	2,181
	年間商品 販売額	712,681	479,421	233,260	60,641	23,313	49,650	18,380	33,745	47,233
26(2014). 7.1	事業所数	1,212	308	904	5	196	268	67	64	304
	従業員数	13,649	3,653	9,996	843	1,381	3,431	534	585	3,222
	年間商品 販売額	648,758	410,667	238,092	50,910	27,128	51,238	17,972	28,467	62,377
28(2016). 7.1	事業所数	1,434	369	1,065	4	273	290	67	72	359
	従業員数	16,799	4,422	12,377	1,121	2,119	3,784	534	963	3,856
	年間商品 販売額	798,879	497,628	301,251	70,403	35,495	61,883	17,972	39,814	75,684
3(2021). 7.1	事業所数	1,475	378	1,097	9	259	294	69	72	394
	従業員数	18,569	4,987	13,582	917	1,987	4,691	684	1,068	4,235
	年間商品 販売額	810,035	529,338	280,697	55,005	31,998	57,791	24,489	39,438	71,976

資料：東京都総務局統計部「商業統計調査報告」、平成28（2016）年調査から「経済センサス」

注1：産業分類中、「家具・什器・機械器具」は「家具・建具・畳小売業」、「什器」、「機械器具」の数値の合計である。

注2：年間商品販売額は端数処理を行っているため、内訳合計と総数とは一致しない場合がある。

注3：平成26（2014）年調査では、産業分類ごとの「年間商品販売額」は示されていない。

## ②工業

立川市の工業は、市北西部の残堀川流域（工業地域・準工業地域）や多摩川沿川部・立川駅周辺・芋窪街道沿道部（準工業地域）に一部まとまりが見られるものの、ほぼ市内全域に散在し、住宅と混在している。工業統計によると、令和3（2021）年末時点で、従業員4人以上の事業所数 78 事業所、従業員数 3,929 人で平成23（2011）年と比較すると事業所数は減少しているものの、従業員数は、増えており、製造品出荷額は伸びている。

### 年別・事業所数・従業員数・製造品出荷額等

（単位：万円）

年	事業所数	従業員数	現金給与総額	原材料使用額等	製造品出荷額等			粗付加価値額
					総額	うち製造品出荷額	うち加工賃収入額	
17（2005）	207	3,401	1,463,649	2,628,919	5,762,959	5,217,240	471,998	3,033,382
18（2006）	116	3,280	1,499,622	3,120,317	6,646,133	6,041,889	582,370	3,437,629
19（2007）	120	3,737	1,641,829	4,109,689	7,969,527	6,928,365	874,189	3,772,825
20（2008）	218	4,045	1,784,495	4,590,817	8,049,128	6,898,302	930,210	3,382,829
21（2009）	114	3,431	1,391,650	3,047,049	5,623,045	4,683,847	696,068	2,506,434
22（2010）	107	3,456	1,499,622	3,120,317	6,646,133	6,041,889	582,370	3,437,629
23（2011）	113	3,661	1,505,691	4,632,678	7,979,256	7,561,763	417,493	3,254,114
24（2012）	103	3,653	1,443,179	3,561,222	7,032,724	6,804,594	228,130	3,412,834
25（2013）	95	3,471	1,520,657	3,949,814	6,518,096	5,629,413	694,365	2,581,919
26（2014）	90	3,753	1,753,734	5,077,877	8,193,097	7,234,340	789,633	3,179,372
27（2015）	150	3,609	1,853,502	6,437,495	10,686,698	9,841,812	708,978	4,361,901
28（2016）	81	3,736	1,733,359	6,034,377	9,578,890	8,645,304	744,994	3,707,971
29（2017）	81	3,909	1,847,297	6,943,221	9,127,051	7,891,029	739,429	2,351,311
30（2018）	75	3,823	1,775,346	7,291,124	9,884,101	8,751,479	639,256	2,799,635
31（2019）	76	3,765	1,791,804	7,217,481	10,820,995	9,875,523	464,378	3,907,801
3（2021）	78	3,929	1,784,385	5,630,197	8,662,011	注4	注4	3,168,829
5（2023）				調整中				

資料：東京都総務局統計部「工業統計調査報告 東京の工業」、令和3（2021）年調査から「経済センサス」

平成26（2014）年までは「各年12月31日現在」、平成27（2015）年以降は、「翌年の6月1日現在」

注1：平成17（2005）、20（2008）年は、全事業所が対象。その他については、従業員数が4人以上の事業所が対象。

注2：製造品出荷額等の総額は、修理料収入額・くず廃物出荷額・その他の収入額を含む。

注3：令和3（2021）年度調査より5年周期での調査である「経済センサス」調査と中間年の実態を把握する経済構造実態調査を実施している。

注4：令和3（2021）年以降、製造品出荷額等のうちの製造品出荷額、加工賃収入額については算出していない。

### ③農業

農業は、市内北部を東西に走る五日市街道沿いを中心に農地が広がり、多様な農畜産物が生産されている。野菜、果樹、花き、畜産、植木など、経営耕地面積は年々減少傾向にあるものの、近隣の北多摩地区17市の中ではいずれも第1位の規模であり、なかでも植木やブロッコリー、特産物にもなっているうどは、都内1位の生産量を誇る。

平成27(2015)年の都市農業振興基本法の成立以降、都市における農地は、かつての「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと位置づけが明確に変わり、それに伴い農地の有効利用を促す施策も展開されている。

防災面においても、災害時の緊急一時的な避難場所として農地が位置づけられているほか、生産している農産物の供給、生活用水確保のための防災兼用井戸の存在など、非常時に欠かせない役割を担っている。

#### 農家数・農家人口・経営耕地面積の推移

各年2月1日現在

年	農家数(戸)						農家人口(人)			経営耕地面積(a)			
	総数	自給的 農家	専業 農家	兼業農家			総数	男	女	総数	田	畑	樹園地
				総数	農家 が主	兼業 が主							
S60(1985)	607	-	129	478	98	380	3,003	1,475	1,528	46,781	385	25,774	20,622
H2(1990)	507	-	92	415	101	314	2,486	1,209	1,277	46,075	1,433	30,698	13,944
7(1995)	484	-	39	445	89	356	2,229	1,097	1,132	38,035	120	29,497	8,418
12(2000)	438	112	96	230	62	168	1,972	970	1,002	35,498	185	23,836	11,477
17(2005)	388	105	60	223	54	169	1,312	651	661	29,128	49	19,897	9,182
22(2010)	377	102	95	180	54	126	1,233	617	616	28,932	62	17,697	11,173
27(2015)	341	72	108	161	38	123	1,155	571	584	27,011	115	19,859	7,037
R2(2020)	277	68	209	151	35	116	904	436	468	22,108	207	18,332	3,569

資料：東京都総務局統計部「令和2(2020)年農林業センサス東京都調査結果報告 農林業経営体調査」

注1：平成17(2005)年以降の農家人口は世帯人員(販売農家)の数字である。

注2：平成17(2005)年の経営耕地面積は、家族経営体の数字である。

注3：平成22(2010)年以降の経営耕地面積は、農業経営体の数字である。

(5) 土地利用

土地利用の推移では、農地・森林等が減少する傾向にあり、宅地比率については現在約54%となっており、増加している。

地目別土地の推移

(単位：㎡)

各年1月1日

年	総数	田	畑	宅地	山林	その他
平成 19 (2007)	24,380,000	1,141	3,007,374	12,594,179	35,410	8,741,896
20 (2008)	24,380,000	1,141	2,967,737	12,631,782	34,252	8,745,088
21 (2009)	24,380,000	1,141	2,932,614	12,638,406	34,252	8,773,587
22 (2010)	24,380,000	1,141	2,919,600	12,662,687	34,117	8,762,455
23 (2011)	24,380,000	1,141	2,861,126	12,711,591	34,172	8,771,970
24 (2012)	24,380,000	626	2,831,717	12,741,782	33,761	8,772,114
25 (2013)	24,380,000	626	2,800,093	12,809,711	34,287	8,735,283
26 (2014)	24,380,000	626	2,751,221	12,848,497	34,287	8,745,369
27 (2015)	24,360,000	626	2,710,328	12,879,397	33,848	8,735,801
28 (2016)	24,360,000	626	2,675,534	13,038,227	34,220	8,611,393
29 (2017)	24,360,000	626	2,652,500	13,063,121	34,220	8,609,533
30 (2018)	24,360,000	626	2,616,879	13,070,943	34,219	8,637,333
31 (2019)	24,360,000	626	2,586,769	13,148,814	34,219	8,589,572
令和 2 (2020)	24,360,000	636	2,553,062	13,186,102	34,338	8,585,862
3 (2021)	24,360,000	845	2,520,058	13,208,098	34,305	8,596,694
4 (2022)	24,360,000	845	2,489,628	13,252,915	34,115	8,582,497
5 (2023)	24,360,000			調整中		

資料：財務部課税課

注 「その他」には、国又は地方公共団体が所有する公共用地、学校用地、墓地、公衆用道路及び寺社境内等課税対象外土地が含まれる。

(6) 生活環境

1世帯あたり住宅床面積・1人あたり住宅床面積は、増加傾向にある。

一方、1世帯あたりの人員は減少を続けている。また、持ち家の比率は、令和2(2020)年で約48%となっている。

市民1世帯当たりと1人当たりの住宅床面積の推移

各年1月1日

年	住宅総床面積 (㎡)	世帯数	人口 (人)	1世帯当たり住宅床面積 (㎡)	1人当たり住宅床面積 (㎡)
平成 23 (2011)	5,474,259	84,142	178,542	65.1	30.7
24 (2012)	5,474,259	84,595	178,692	64.7	31.6
25 (2013)	5,535,055	84,841	178,407	65.2	31.0
26 (2014)	5,602,748	85,148	178,194	65.8	31.4
27 (2015)	5,704,004	86,162	179,090	66.2	31.8
28 (2016)	5,778,823	87,091	179,796	66.4	32.1
29 (2017)	5,882,703	88,650	181,554	66.4	32.4
30 (2018)	5,966,631	89,898	182,658	66.4	32.7
31 (2019)	6,084,798	91,270	183,822	66.7	33.1
令和 2 (2020)	6,116,869	92,288	184,090	66.3	33.2
3 (2021)	6,181,022	93,435	184,577	66.2	33.5
4 (2022)	6,336,659	94,682	185,124	66.9	34.2
5 (2023)	調整中	95,713	185,483	調整中	

資料：財務部課税課

住宅所有関係別一般世帯数・1世帯当たり人員の推移

各年10月1日現在

年	持ち家	公営・都市機構・公社の借家	民営の借家	給与住宅	間借り	1世帯当たり人員
平成 2 (1990)	21,934	9,310	20,070	1,907	415	2.69
7 (1995)	24,168	9,515	22,217	3,107	560	2.54
12 (2000)	28,683	10,901	23,034	2,644	961	2.38
17 (2005)	33,612	11,733	25,422	1,845	688	2.31
22 (2010)	37,442	11,748	27,018	2,848	680	2.22
27 (2015)	39,881	11,437	27,582	2,346	583	2.12
令和 2 (2020)	42,719	11,209	28,909	3,204	2,374	1.98

資料：総務局統計局「国勢調査報告」

## 第4章 業務継続計画（BCP）の役割

災害発生時に最短の時間で復旧を可能とし、市の通常の行政サービスについても一定のレベルを確保するため、市の業務継続計画（BCP）を平成29（2017）年12月に改定（令和4年5月修正）した。

災害時においても市民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめ、早期に業務を復旧するため、業務継続計画（BCP）に基づき業務継続マネジメント（BCM）を展開するとともに、事業所の業務継続計画（BCP）策定に向けた取組を推進する。

### 第1節 業務継続計画（BCP）の目的

BCPとはBusiness Continuity Planの略であり、人、施設、資器材、情報、ライフライン等利用できる資源が制約を受ける状況の中で、災害時における応急復旧業務に加え、通常業務のうち中断ができない、又は中断しても早期復旧を必要とする業務（非常時優先業務）を事前に決めておき、いざ災害が発生したときには、限られた人員、資器材等の資源を重点的に投入して、業務の継続と早期復旧を図るための計画である。

業務継続の取組は、以下の特徴を持っている。

- 1 業務に著しいダメージを与えかねない重大被害を想定すること
- 2 災害後に活用できる資源に制限があると認識し、継続すべき重要業務を絞り込むこと
- 3 各重要業務の担当ごとに、どのような被害が生じるとその重要業務の継続が危なくなるかを抽出して検討すること
- 4 重要業務の継続に不可欠で、再調達や復旧の制約となりかねない重要な要素（ボトルネック）を洗い出し、重点的に対処すること
- 5 重要業務の目標復旧時間を設定し、その達成に向けて事前準備をすること
- 6 指揮命令系統の維持、情報の発信・共有、災害時の経営判断の重要性など、危機管理や緊急時対応の要素を含んでいること

また、BCP策定後も、同計画に基づき対策を実践するとともに、その結果を点検・是正し、見直しを行うなど、継続的な取組を平時から実践することが重要である。

### 第2節 市の業務継続計画（BCP）等の推進

市は、本計画に基づき災害に備えて平常時から救出体制や災害医療体制の整備などを行い、災害が発生した場合に、市民の生命、財産を守ることを目的に、救助、救出や救護などの応

急活動を迅速に実施する。

このような応急活動を行う一方で、市の通常の行政サービスについても、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が最短で回復できるよう、あらかじめ対策を立てておく必要がある。

市は、災害時に市の各部課の機能が最短の期間で復旧し、被害の影響を最小限に抑えることを目的に、BCPに基づいた迅速な復旧体制を構築していく。

### 第3節 事業所の業務継続計画（BCP）の策定

事業活動に対する被害の最小化と事業活動の継続を図り、金融や製造、サービス等の事業活動を早期に復旧するため、事業所はBCPを策定する必要がある。事業所がBCPを策定し、災害に備えることにより、震災が発生しても事業の継続と迅速な復旧が図られるとともに、顧客や従業員の安全が確保される。また、地域貢献・地域との共生を通じて事業所の所在する地域の早期復興にもつながる。しかしながら、依然としてBCPの認知度は低いのが現状である。

このため、市は事業所団体等を通じて、事業所がBCPの策定を推進するよう働きかける。